

○ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

(平成二十七年二月二十三日)

(国土交通省告示第二百五十四号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の二の三第一項第一号ハ（2）の規定に基づき、ひさしその他これに類するものの構造方法を次のように定める。

ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないひさしその他これに類するものの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法
- 二 防火構造に用いる構造方法
- 三 建築基準法施行令第九条の三第二号ハ又は第一百五條の二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法
- 四 不燃材料で造ること。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。